

令和2年5月

お客さま各位

呉信用金庫

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお客さま に対する「融資条件変更手数料の免除」について

いつも呉信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けているお客さまに、心よりお見舞い申し上げます。

この度、当金庫では、「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けているお客さまに対し、ご融資の返済条件変更にかかる手数料を免除することといたします。

また、当金庫では、令和2年3月5日から全店舗に「相談窓口」を設置しております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお客さまの必要資金や返済条件の変更のご相談などにきめ細かく対応してまいります。

そのほかのご相談につきましてもお近くの当金庫本支店窓口にお問い合わせください。

記

1. 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者さまおよび個人のお客さま

2. 無料とする手数料

(1) 事業性資金

無料とする 手数料	返済条件変更手数料
	全額繰上返済手数料 ※ 借入金の本化を行う場合

(2) 個人資金

無料とする 手数料	住宅ローン 返済条件変更手数料 ※ 元金返済据置、元金返済軽減、期限延長を行う場合
--------------	----------------------------------------------

3. 無料とする期間

令和2年5月1日（金）～令和2年6月30日（火）

以上

